

情報倫理と著作権問題

長尾 栄達

インターネットと著作権をめぐる問題に関しては様々な意見がある。以下では、その様々な意見を見て行くことを通じて、この問題について考えることにしたい。

1. You Tube と違法アップロード

Winny などのファイル交換ソフトが著作権侵害を蔓延させているということで問題になっている。また、最近では You Tube などの動画投稿サイトが著作権侵害を蔓延させているということで問題になっている。You Tube はアメリカのサイトであるが、ここには日本のテレビ番組などが無許諾で多数アップロードされている。以前はこのような違法コンテンツも放置される傾向にあったが、今年（2006年）の6月頃からアニメを中心に違法コンテンツの削除作業が活発になったという。しかし、現在でもかなりの量の違法コンテンツが横行し、中には削除とアップロードを繰り返している動画もあり、いたちごっこになっているそうである。一方、You Tube がここまで人気になった要因は違法コンテンツによるところが大きく、You Tube も難しい対応を迫られているという¹。閲覧者としても、懐かしいテレビ番組や面白い動画を見ることができるのだから、できれば削除してもらいたくないというのがおそらくは本音である。それに、このようなアップロードは、権利者にとってむしろ良い宣伝となる場合もあるのではないか。ハードウェアエンジニアの守谷知氏は次のように述べている。

You Tube で新世紀エヴァンゲリオンの全 26 話がアップロードされていた。著作権侵害の典型例だ。しかし、10 年前のアニメを公開されて権利者に経済的損害は実際出るのだろうか？ 今の子供達が、画質の悪い You Tube の、話題にもならないような 10 年前のアニメを見ても思えず、見るとしたら 20 代の人が懐かしがって見るぐらいだ²。この人達は無料だから見たのであって、コストを払ってでも見ることはなかったろう。というよりもそもそもエヴァンゲリオンを思い出しもしなかっただろう。私なんか、思い出したように劇場版エヴァンゲリオンを見てしまった（・・・バンダイチャンネルだったか

な？400円ぐらいでストリーミング配信している } さらに、Bon Jovi の It's My Life も iTunes で買った。こういうきっかけが無ければ金払って見たり買ったりしなかったよ。著作権収入が見込めなくなった作品を宣伝広告のつもりで、いくつかの作品を無料で公開したほうが良いかもしれない。私のように金を落とす人もいるのだから。同じように、エヴァのコミックを買い揃えた人とかもいるんじゃないかな。懐かしいアニメの違法コピー放流は、権利者にとって利益にかなうのかもしれない。³

エヴァンゲリオンに関する著作権は、セガ、角川書店、キングレコード、ガイナックスがそれぞれ持っているそうであるが⁴、たしかに、無責任なことを言えば、これらの権利者が全話アップロードの件で利益を得ることがあるとしても、経済的損失を被るということにはなさそうである⁵。現行の著作権制度の核心が、権利者の経済的利益を守ることによって創作へのインセンティブを与えることにあることを考えるならば、今回のアップロードは、少なくとも著作権制度の理念には結果的には反しないと思われる。もっとも、この場合、アップロードされたものが10年前のテレビアニメであり、You Tube の画質が良くないということもあるから、無断配信が DVD などの宣伝になるということも言えるかもしれない。しかし、今売れなくてはならない映像や音楽が、複製のうえ不特定多数の人に無断配信され、その画質や音質もオリジナルに極めて近かった場合、宣伝になるなどという配信者側の自己正当化論理は、現実の問題として通用しないのではないか。が、その場合でもやはり、実際のところ、CD や DVD の売り上げに響くかどうかはわからず、宣伝論法が成り立つという意見もあり得る。デリダ研究者の東浩紀氏は Winny 問題に関する発言のなかで次のように述べている。

著作権の被害というのは、傷害事件と異なり明確に算出できるものではありません。Winny を通してあるアルバムが10万人に流れていたからといって、Winny がなければその10万人が定価でアルバムを購入したかといえば、決してそうではないからです。むしろ、Winny は、彼らにそれまで知ることもなかった楽曲に触れる機会を与え、カラオケや着メロに誘導することで全体的には市場を広げていたのかもしれない。これは、いまのところ、だれにも分からないことです。⁶

この東氏の意見に関して、「切込隊長」という名で知られる実業家の山本一郎

氏は次のように述べている。

それは実質的な売り上げ毀損に対する損害賠償の問題であって、ここでは、本来であれば何らかの対価を支払って閲覧すべきコンテンツが違法な手段で第三者によって閲覧されるという、文字通りの著作権法違反が争点となる。端的に言えば、ユーザーがどのような手段でコンテンツを閲覧するかをコントロールする権利を持つのが著作権者であり、著作権者が望まない方法でユーザーが閲覧している状態ですでに違法であると言える。この『著作権者が望まない方法』には無料で閲覧も含まれる。・・・リアルで認められていない権利が、普及しているからといって WEB で許されるというのは明らかにおかしい。⁷

「ユーザーがどのような手段でコンテンツを閲覧するかをコントロールする権利」を著作権者が持つのかどうかは定かではないにしても、無断アップロードが「送信可能化権」の侵害であることには変わりがない。日本の著作権法について見ると、著作権は、作者の権利としての著作権と伝達者の権利としての著作隣接権に分けられ、さらに、作者の権利としての著作権は人格権と財産権に分けられる。人格権は同一性保持権・公表権・氏名表示権から成り、財産権は複製権・演奏権・上演権等から成る。著作隣接権は、伝達者がもつこれらと類似した権利である。人格権は作者の「心を守る」ものであり、財産権は作者の「財布を守る」ものであり、著作隣接権は「業界を守る」ものであると言われる⁸。さて、作者財産権と著作隣接権には、著作物を無断でサーバー等から個々の受信者の手元に送信可能な状態にされない権利である「送信可能化権」が含まれている。それゆえ、無断でのアップロードは、宣伝になるであろうが何であろうが、「送信可能化権」の侵害であり、違法行為である。この点に関して、ブログ「エンドユーザーの見た著作権」の管理人である暇人#9氏は次のように述べている。

『宣伝になるから』なんてのは侵害者の方便に過ぎません。ネットで勝手に配信してしまうことについては、それを正当化する論理など存在しないのです。まあ経済的な効果として実際に“宣伝になってしまう”ことは否定できないと思いますが、本当に『宣伝』を目的とするのなら、権利者から許諾を得るのが筋というものでしょう。私個人で言えば、私的複製の範囲で友人とテープ（ないし CD・DVD）を交換する程度なら『宣伝になるから』大目に

見てもらいたいと考えるクチではあります（ここは私的複製の範囲かどうかでグレーゾーンとも言えます）。ただ法によって許されている私的複製と、法で明らかに禁じている送信可能化では話が違います。⁹

ともかくも、法律違反である。ハードウェアエンジニアの守谷氏もこの点を考慮して、先にふれた文章に、後日、次のようなコメントを付け加えている。

このエントリーを見る限り、この違法コピーを私が鑑賞者として見ていたと思われるかもしれない。しかしそうではなく、ジャーナリズムの一環として、この極悪な侵害行為によって不特定多数の人がしっかり楽しんでしまうことを確認したまでである。¹⁰

2. 著作権をめぐる様々な集団

この社会には、著作権について様々な理解をもつ集団が共存している。名和小太郎氏はその集団を次の四種類に分類する。(1)伝統的な著作者つまり小説家や作曲家。この集団は人格権も財産権も尊重している。(2)著作権ビジネスに参加している企業群（出版社、レコード会社など）。この集団は人格権を取引をさえぎるものとして厄介がるが、財産権については可能なかぎり収穫を大きくするように行動する。(3)学術研究者。この集団は人格権を大切に考える。ここでいう人格権とは、優先権（一日でも早く受理してほしい）や氏名表示権（論文の第一著者になりたい）を指す。しかし、財産権についてはあまり熱心には主張しない。とくに理工系の研究者は自分の論文が多くと同僚に頻繁に引用されることを望んでおり、このため他者によるコピーは大歓迎となる。(4)エンド・ユーザーの大集団。この集団は、かつては与えられた著作物を消費するだけだった。しかし、今日のエンド・ユーザーは、第一集団の著作者からみても第二集団の権利者からみても、あなどれないコピー活動をするようになった。

名和氏は以上のように集団を分類した上で次のように述べる。

10年前までは、それぞれの集団はそれぞれの領域で独立して行動することができた。だから、それぞれはみずからの規律を押し通すことができたし、たがいに影響を及ぼしあうことも少なかった。だが最近、かれらはにわかにかの共通の場に放り込まれてしまった。インターネットという共通の場である。こ

のために著作権に対する多様な利害関係が相反問題として顕在化するようになった。¹¹

著作権をめぐるこうした状況を、文部科学省の岡本薫氏は「『全員が不満』が『普通の状態』」と評している¹²。さて、こうした集団の対立は、インターネットの場を含め一般的に、「(1)著作者・(2)業界 VS (4)エンド・ユーザー」という図式で表されるだろう。ところが、(1)の著作者の声があまり聞こえてこない。業界が違法コピーを問題視するのは当然のことであるが、アーティストはどう考えているのだろうか。

ロイターの伝えるところによると、アーティストの3分の2がファイル交換は大きな脅威にならないと答えているという¹³。一方、音楽家の坂本龍一氏は次のように述べている。

あるアーティストがCDを発売する。すると、その日のうちにユーザーが勝手にエンコードしてネットにアップしてしまう。常識的に考えるとCDの売り上げは落ちます。ですからそういう違法な行為は、仮にそれをやっている人間がそのアーティストのファンだったとしても、意に反してそのアーティストの生活を破壊し、クリエイションを破壊するものです。このままこういう傾向が増えるのであれば、ぼくたちは他の職業を選ばなければならないかもしれません。¹⁴

これに対し、自ら音楽を無料で配信しているアーティストの平沢進氏は次のように述べている。

無料で音楽を配信すること、コピープロテクトをかけないことは、プロモーションにつながるんです。これはものすごい威力ですよ。お金を払ってまで欲しいと思ってくれなければ、やってる意味がない。違法コピーしてそれで満足してしまうようなものであれば、それは自分のせいだと。作品がその程度のものでしかない判断する姿勢を、今のところ持っています。・・・私は音楽がデジタルコンテンツ化以前と今とでは、さほど変わりはないと思っているわけですね。昔はカセットでコピーして友達同士でやりとりしていたし、オンエアされたものをエアチェックしてコピーしていたわけですよ。それがデジタルコンテンツになったところで、何を騒ぐんだということですよ。¹⁵

コピーの前に違法が付いてまわると、コピー自体が悪いことのような気がしてくるが、しかし、アーティストや業界が損害を被らない仕組みができれば、今の違法コピーも違法とまではいなくなるという可能性もある。著作権の保護や強化を叫ぶばかりではなく、ネットでのコピー行為が、「カセットでコピーして友達同士でやりとり」するという行為と同じ程度のもつと見なされるような、そういうネットと著作権のあり方を追求してみるというのも一つの方法ではないだろうか。以下では、あくまでも実験的にこの方向で話を進める。

3. インターネット時代の著作権

音楽や映像が欲しければ、お金を払って CD や DVD を買うのが常識である。しかし、なぜ、ネットでの違法コピー行為がこれほど蔓延するかを考えれば、当然、CD や DVD が高いからだというのが一つある。東浩紀氏は次のように述べる。

だいたい日本は、音楽も映像もネットで自由に聴けないし見られない。韓国のドラマなんて、一話 300 円ぐらいでがらがんやっているわけです。そういう選択肢がないうえに、CD や DVD はべらぼうに高い。・・・こういう状況が、違法コピーを後押ししていることはだれが見ても明らかでしょう。¹⁶

かくして、コピーは止まらない。CD や DVD が安くなっても、しかし原理的に止まらない。そもそも、情報は非競争的なものである。つまり、情報には「このもの性」がない。情報はイデアールなのである。さらに、エヴァとかいうアニメのような情報はイデアールかつ強力である。だから、それは様々なメディアに次々と張り付いていって、それこそ人々を補完していくのである。まして、デジタル時代である。複製による劣化がない上に、パソコンで容易に複製が作れる。とすれば、ますますコピーは止まらない。では、どうするべきか。スタンフォード大学憲法学教授のローレンス・レッシグは次のように述べる。

少なくとも、四千三百万人の市民がインターネットでコンテンツをダウンロードし、著作権保有者が許可していないやり方でそのコンテンツを加工している現在、まず考えるべきことは FBI にどういう形でお出まし願うかではない。著作権法が奉仕する正しい目的の実現にとって、この禁止事項が本当に必要かどうかを考えるべきだ。¹⁷

つまり、著作権法を見直したほうがいいというのである。そのとおりであろう。今の著作権のあり方が絶対ではない。森村進氏によると、著作権を論ずる際にしばしば言及されるロックは、公表権、氏名表示権等から成る著作者人格権を自然権として認める一方で、著作者人格権を除いた狭義の著作権、すなわち複製権等から成る財産的な権利を、自然権的なものとして捉えず、政策的に認められるにすぎない人工的な権利として考えているという¹⁸。さらに、森村氏自身は、「著作権という制度自体に疑念をもたざるをえない」¹⁹とまで述べている。また、岡本薫氏は次のように述べている。

「人権というものの自体が、実は人間が人工的に作ってきたルールである。『人権は神から与えられたもの』という考え方もあるが、キリスト教とイスラム教では神様の意思も違うようであり、少なくとも日本では、『憲法に書く』という『人間によるルール作り』によって、人権の内容が特定されているのだ。それゆえ著作権を考えるにあたって『これは人工的に作るルールにすぎず、哲学的な善悪やモラルとは関係ない』という基本的な認識と『醒めた目』を持つべきである」²⁰。

「人権」が人工的なルールかどうかはともかくとしても、著作権、とりわけその財産権の部分が人工的な取り決めであることは明白である。著作権は時代に合わせて変わらなければならない。ファイル交換ソフト Winny を開発し、著作権法違反幫助の疑いで逮捕された金子勇氏は、Winny 開発中に、ネット上の掲示板に次のような書き込みをしている。

個人的な意見ですけど、P2P 技術が出てきたことで著作権などの従来概念が既に崩れはじめている時代に突入しているのだと思います。お上の圧力で規制するというのも一つの手ですが、技術的に可能であれば誰かがこの壁に穴あけてしまって後ろに戻れなくなるはず。最終的には崩れるだけで、将来的には今とは別の著作権概念が必要になると思います。どうせ戻れないのなら押しちゃっていいかなって所もありますね。²¹

金子氏のような過激派的言動はとらないにしても、しかし、インターネットの時代に、旧来の著作権概念が通用しないのは確かではなからうか。それに、現行

の著作権法のままでは、法律違反が日常化し、法律が軽んじられるようになる。これは問題である。レッシグは次のように述べている。

わたしがむしろ言いたいのは、これまで何世代にもわたって民主主義社会がずっと理解していたのに、最近になって忘れられてしまった論点だ。それはつまり、法の原則は人々が法に従うことに依存するのだ、ということだ。われわれが市民として法を犯すことが頻繁になって繰り返されるにつれて、われわれはますます法に対する尊重の念を失ってしまう。もちろんほとんどの場合、重要なのは法で、法を重んじることではない。強姦魔が法に対して尊重の念を抱いていようが知ったことではない。そいつをつかまえて投獄したいだけだ。だが自分の生徒が法を尊重するかどうかは気にかかる。そして法律をますます軽視する風潮の原因が規定の極端さにあるのなら、それはわたしにとって重要な関心事だ。インターネットが『共有』に新しい意味を持ち込んでから、二千万人のアメリカ人が成人した。われわれはこの二千万人を『犯罪者』ではなく『市民』と呼べるようにしなければならない。²²

かくして、人々は犯罪者の汚名を返上せねばならない。

4. アーティストへの支払い方法

では、インターネット時代の著作権とはどういうものなのかということになると、実はこれがよくわからない。著作権人格権だけ認めればよいという意見もある²³。レッシグによると、法は、普通の財産の場合、つくるインセンティブと所有権保護を提供しなければならない一方で、知的財産の場合にはつくるインセンティブさえ生み出せばよいというが²⁴、ともかくも、しかし、創作者にお金が入らないと困る。レッシグは、「四千三百万人のアメリカ人を犯罪者にすることなくアーティストが支払いを受けられるようにする方法は他にないのだろうか？アメリカを犯罪者の巣窟にすることなくアーティストが支払いを受けられる方法があるのなら、現在のようなやり口は筋が通っているだろうか？」²⁵と威勢がいいが、その「アーティストが支払いを受けられる方法」というのがあるのかが問題である。ネットでの違法コピー行為がアーティストや業界に損害をもたらしているとして、それを放置したままで、そんな方法があるのだろうか。

Winy 開発者の金子氏は、Winy を開発したのみならず、そのような方法を提

案しており、それはデジタル証券システムと呼ばれるものである²⁶。このデジタル証券システムの内容は一言では説明できないが、東浩紀氏は「あらゆる著作物が投機対象になってしまうウサンクサイ世界」²⁷であると論評している。また、社会心理学研究家の大塚いわお氏は、「コンテンツへの広告自動挿入による著作権料回収」という方法を提案している²⁸。これは、魅力的な考えだと思われるが、テレビなどと同じように広告が機能するとは思われない。一方、レッシングもそのような方法を提案しており、それは、サービス業者がデジタルコンテンツを提供し、それへのアクセスに課金すればよい、というものである。しかし、これはすでに行われていることではないか。また、それと違法コピーとの関係はどうなるのか。レッシングの意見を聞いてみよう。

コンテンツサービスはアクセスするコンテンツについて課金するかもしれないけれど、でもコンテンツ共有の点で競争するようになる。・・・この競争は、P2P システムからの『無料』の音楽があるのにすでに生じている。ケーブルテレビの営業員たちが30年前から知っていたように、そしてビン入りの飲料水の営業マンならそのはるか昔から知っていたように、『無料のもの』と張り合うなんて不可能でもなんでもない。それどころか、競争は何はなくとも新しくよりよい製品を提供するようにさせる。競争市場というのはまさにそういうことだったはずだ。だからシンガポールでは、海賊行為は横行しているのに、映画館は実に豪華なものが多い 『ファーストクラス』の座席だの、上映中にお食事サービスだの 彼らは『無料』と張り合うためにあれこれ知恵を絞り、それに成功しているのだ。²⁹

その結果、サービスのコンテンツの質・量ともに充実し、「10年経ったら・・・手持ちの各種再生用デバイスにコンテンツをダウンロードして保存するよりも、コンテンツアクセス用のサービスに接続するほうが簡単になる。つまりナップスター的なダウンロード・共有技術においては人々はデータベース管理者も同然だけれど、そんなことをするよりも購読したほうがお手軽になる」³⁰というのである。つまり、先に東浩紀氏が述べていた、ドラマが「一話300円ぐらいでがんがんにやっている」というような状況が普通になれば、ネット上でのファイル共有は「カセットでコピーして友達同士でやりとり」するのと同じ程度の話になるというのである。そして、そうなるまでは、実際の損害が実証された範囲でアーティストと業界に適切な課税でまかなわれた補償を与え、もし、そうならなかったら、

そのときこそ「海賊連中を追いかける手段を見つけるのもいいだろう」³¹というのである。つまり、レッシングの提案は、「もう少し待ってみよう」というものであるが、いずれにせよ、金子氏や大塚氏のような提案を含め、著作権の保護強化をいたずらに叫ぶだけでなく、こういう方向でネットと著作権の問題を考えて行くのも一つのあり方ではないかと思われる。そして、実際、いたずらに叫ばれているがゆえに、著作権はあらぬ方向へ行こうとしている。

5. 長すぎる保護期間

文化庁は、著作権に関して次のようなことを検討しているという。すなわち、「欧米諸国において著作者の権利の保護期間が著作者の死後 70 年までとされている世界的趨勢等を踏まえて、著作者の権利を著作者の死後 50 年から 70 年に延長すること等に関して検討」³²しているという。

「世界的趨勢」ということで有名なのは、1998 年に成立したアメリカのソニー・ボノ著作権期間延長法である。これによって、アメリカでは、著作者の死後 50 年また団体の著作物の場合公表後 75 年であった著作権保護期間が、それぞれ 20 年延長されることになった。この法律は、自社の著作権管理に極めて厳格な一方で日本のアニメ作品を平気で盗むことで有名なディズニーが、2003 年に切れるはずのミッキーマウスの著作権保護期間を延ばすために、議会への熱心なロビー活動によって成立させたものと言われている。それゆえ、別名「ミッキーマウス保護法」とも言う。1999 年、コンピュータープログラマーのエリック・エルドレッドはこの法律が憲法違反であるという訴訟を起こしたが、その代理人の一人となったのがレッシングである。しかし、結果は、2003 年に原告側の敗訴で終わった。

さて、こうしたアメリカの動きに合わせ、日本政府も著作権保護期間延長を画策しているわけであるが、このような動きに対し、「青空文庫」管理人の富田倫生氏は次のように述べている。

インターネットを得て、著作権を切ることは、はじめて実効性のある仕組みとして機能しはじめた。そうなった今、著作権と公正な利用の促進のバランスを取り直すのであれば、行うべきはむしろ、保護期間の短縮ではないかと考える。どこまで著作者の励ましとなるか疑わしい、長期の保護期間を設定するかわり、著作権を早めに切って、より素速く、より多くの作品をデジタル・アーカイブに送り込んでやれば、社会の文化的な基礎は、確実に太くな

る。青空文庫呼びかけ人は、そう考える。よって、著作権保護期間の70年への延長に反対する。³³

つまり50年でも長すぎるのである³⁴。インターネットの時代であるから、著作権に関して強化すべきところは強化すべきであろうが、しかし、インターネットの時代だからこそ、保護期間は短くするべきなのである。そもそも、ひとたび表現されて情報という形になったものは、その本性からして、はじめからパブリックドメインにある。著作権は、著作者やその隣接者の経済的利益を考えて、「経済的にパブリックドメインにない期間」を人為的に設けているにすぎない。経済的なことを考えるならば、著作者が生きている間だけでも十分であると思われるが、いろいろと事情があるだろうから死後何年かは必要ということもあるかもしれない。しかし、50年でも長すぎであるところを、それをさらに20年延長するというのは時代に逆行していると言わざるを得ない。とはいえ、権利者にも言い分はある。作曲家でJASRAC会長の船村徹氏は次のように述べている。

著作権の保護期間について「我々は国際的な水準である70年への延長を求めている。しかし、中には70年は長すぎる、もっと短くしろと言う実に不思議な学者がいる。彼らは、“次に来る人がそれをたたき台にして、いろいろ物真似ができる”、“それがタダでできるからいい”とバカなことを言う。こういうのを机上の空論というのだ。我々作家は一曲一曲魂を込めて、一生懸命作っている。これが命の綱。それをどんどん短くしろと言う。そんなバカな話はあるか？」³⁵。

船村氏の言う物真似という点に関して、森村進氏は次のように述べている。「今日の著作権法は、創造性やオリジナリティを重視するロマン派的な文学観を反映しているために、伝統を利用した創作活動を妨げる傾向がある。もしエリザベス時代のイギリスで今日の著作権法が実施されていたら、シェイクスピアは劇を書く際にはるかに苦勞しなければならなかっただろう」³⁶。机上の空論かもしれないが、保護期間延長はこの点においても問題がある。漫画家の松本零士氏は次のように述べている。

「孫の子の世界まで自分の著作物を守りたいというのが心情」であるから、「本音は死後120年ぐらいにいったん延ばしてくれればいいが、そんな無

茶は言えないので、まずは速やかに死後 75 年に延ばして欲しい」³⁷。

ともかくも、期間延長を望んでいる著作者もいるということである。そこで、レッシングは期間延長に関する登録・更新制を提案している。延長を望む権利者だけが手数料を払って登録・更新すればよいというのである。これはもっともな話である。ミッキーマウスの著作権更新のために、すべての著作物の著作権が更新されてしまうのは明らかにおかしい。著作権の延長を必要とする作品などごくわずかである。

期間延長の原因となっているのは価値ある著作権だ。ミッキーマウス、『ラブソディー・イン・ブルー』これらの作品は著作権保持者にとって無視できない価値を持っている。だが著作権の延長が社会におよぼす本当の悪影響は、ミッキーマウスがディズニーのものであり続けることではない。・・・本当の悪影響は、有名ではなく、商業的にも利用されず、結果的にもはや入手できない作品に対するものだ。³⁸

「有名ではなく、商業的にも利用されず、結果的にもはや入手できない作品」で、しかし文化的に価値あるものが、長すぎる著作権保護期間のために、消えていってしまう可能性があるというのである。レッシングはその例として映画を挙げる。以前はフィルムが劣化して行くのに任せるよりほかなかった映画は、いまや容易にデジタルアーカイブ化することができる。デジタルアーカイブ化にあたり、その映画の著作権が切れていなければ、著作権保持者を見つけ出す必要がある。しかるに、映画の著作権は重層的であり、すべての権利者の許可を得るためのコストはすさまじく高いものとなる。そのため、古いフィルムのほとんどは著作権が失効するのを待つよりない。「だが、これらの著作権が失効する頃には、フィルム自体が失効している。これらのフィルムはニトロセルロースで作られており、ニトロセルロースは時間が経つと溶解してしまう。フィルムはなくなり、金属の入れ物に残るのはまさに塵だけになってしまう」³⁹。まさに大いなる損失と言うほかない。レッシングは次のように述べる。

われわれの文化のデジタルアーカイブを制作するプロセスのどれもが著作権の独占権を侵害するのだ。本のデジタル化とは本の複製だ。それには著作権保有者の許可が必要だ。音楽、フィルムその他、著作権で保護されている文

化のあらゆる側面について同じことがいえる。それを後世、研究者、あるいはただ興味がある人のためにアクセス可能にしようとする努力は、いまや根本的にちがう文脈で書かれた規則郡によって阻止されている。期間延長のもたらす害の中心はここにある：いまのテクノロジーでアレキサンドリアの図書館を再構築することもできるのに、法がその邪魔をするのだ。⁴⁰

ほとんどの著作物にとって長い保護期間は害にしかならない。そして、皮肉なことに、そうした著作物を生み出すアーティストや業界に打撃を与えているかもしれない、あの悪名高いソフトウェアが、この文脈において登場してしまうのである。「切込隊長」こと山本一郎氏は次のように述べている。

商業的な価値観では『良書』が棚取り合戦に負けて行き届かない、従ってこれら文化的資産を商業主義から防衛する、と言うロジックを元に、再販制度が構築されたはずなのだが、はっきりいって機能していない。ところが、その再販制度が目指していた理想が、Winny であっさり実現しちゃっている現状を誰も指摘しないのが不思議だ。しかもタダで。この不便でしょうがないインターネット社会で、金を払えばすぐにでも何でも見られそうな雰囲気醸し出す数多のプロバンコンテンツサイトでは一切提供されなかったものが、Winny によって、無料で、きちんとした体裁で、ほぼ欠落無く閲覧可能な状態で流通している現実をコンテンツ業者はあまり正視しない。・・・これは商業主義の怠慢とも言える。実際、私の母親の超マイナーな、もう何十年前のレコードが MP3 になって Winny に流通しているということを知って驚いたわけだが。⁴¹

さらに、次のように述べる。

流通し終わったコンテンツを閲覧できる最後の場所、それが Winny だったとするならば、それはもはやパブリック・プロパティーズだ。コンテンツの図書館と言って良い。私たちが聴いて育った音楽や見て楽しんだテレビ番組は商業著作物であると同時に文化財であり、これらが提供されないというのは社会に対する大いなる損失であるはずだ。しかし、何故かそのような声が上がることはいらない。⁴²

You Tube のエヴァンゲリオンについて語る、ハードウェアエンジニアの守谷氏の思いも、つまりはそういうことなのである。我々は、合法的にコンテンツ図書館を構築できる仕組みを作らなければならない。

¹ <http://ja.wikipedia.org/wiki/YouTube>.

² この点に関しては次の考えが正しいと思われる。「そもそもエヴァンゲリオンなんて知りもしなかった若い世代の人たちが YouTube を介してそれに触れたときに、何がしかの興味を覚え、それがメディアの購買という行為を喚起させるであろうことも想像に難くない」

(http://rblog-media.japan.cnet.com/0002/2006/04/post_19de.html)、実際、あるブログに、「エヴァンゲリオンなんて知りもしなかった若い世代」のものと思われる次のようなコメントがある。「最高ですよ、エヴァ。自分も You Tube っていうサイトで映像見たりしてたら、凄く見たくりました。ホントは DVD-BOX とか欲しいんですけど、お金が無い・・・ |」

(<http://blog.nsk.ne.jp/1cm/entry/26593.html>)、お金があれば買うであろうことはまちがいない。

³ <http://www.dlareme.org/archives/000191.html>.

⁴ <http://q.hatena.ne.jp/1123000107>.

⁵ それゆえ、次のような意見もある。「エヴァの最終回まで見終わったら、映画版 2 作品を観なきゃちゃんと気持ちの整理がつかないわけで、それでお金が落ちて来る機会が増えるならアリじゃないでしょうか。Web 2.0 的にいうと、ただ持っていても価値はないので、どんどん公開していけば利益を生むということですよ。ということを見越して、You Tube にアップロードしたのは実はガイナックスの中の人自らだったりしたら面白いんじゃないかと勘ぐったりしてます」(http://webdog.be/archives/06424_164719.php)

⁶ http://www.hirokiazuma.com/archives/2004_05.html.

⁷ <http://kiri.jblog.org/archives/000696.html>.

⁸ 岡本薫 『著作権の考え方』岩波新書、2003。

⁹ http://himagine9.cocolog-nifty.com/watchdogs/2006/06/post_d093.html.

¹⁰ <http://www.dlareme.org/archives/000191.html>.

¹¹ 名和小太郎 「著作権におけるトレードオフ」、『情報倫理学』所収、ナカニシヤ出版、2000、259 頁。

¹² 岡本薫、前掲書、124 頁。

¹³ <http://homepage.mac.com/travellers/blog/C1038363525/E616470787/index.html>.

¹⁴ <http://internet.watch.impress.co.jp/www/article/1999/0113/rs.htm>.

¹⁵ http://plusd.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0606/12/news005_3.html.

¹⁶ http://www.hirokiazuma.com/archives/2004_05.html

¹⁷ ローレンス・レッシング 『FREE CULTURE』翔泳社、2004、240 頁。

¹⁸ 森村進 『ロック所有論の再生』有斐閣、1997、241-261 頁。

¹⁹ 森村進 『財産権の理論』弘文堂、1995、176 頁。

²⁰ 岡本薫、前掲書、128 頁。

²¹ <http://tmp.2ch.net/download/kako/1018/10184/1018434705.html>.

²² レッシング 『FREE CULTURE』、240 頁。

²³ 國本健氏は次のように述べている。「web 時代に相応しい著作権のありようとは、物質や許認可を前提とした媒体の為に存在する著作隣接権を切り離し、著作人格権だけを対象にすることである。その上で、著作権の有効期間を、著作権者が大衆への公表状態を維持している間とし、最長、著作者の死後 50 年までと限定するのも、一つの判断である」

(<http://www11.ocn.ne.jp/~ques/diary/20020201-10.html>)

²⁴ レッシング 『CODE』翔泳社、2001、238 頁。

²⁵ レッシング 『FREE CULTURE』、240-241 頁。

²⁶ <http://www.geocities.co.jp/SiliconValley-Oakland/9164/ny.html>.

²⁷ http://www.hirokiazuma.com/archives/2004_05.html.

-
- ²⁸ <http://iwao-otsuka.com/com/contentscm1.htm>.
- ²⁹ レッシグ 『FREE CULTURE』、345-350 頁。
- ³⁰ 同前、344-5 頁。
- ³¹ 同前、351 頁。
- ³² http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/04122401/001/002.htm.
- ³³ <http://aozora.gr.jp/soramoyou/soramoyou2005.html#000144>.
- ³⁴ これはベルヌ条約で最低 50 年と定められている。
- ³⁵ <http://www.watch.impress.co.jp/av/docs/20060517/jasrac.htm>.
- ³⁶ 森村進 『財産権の理論』、172 頁。
- ³⁷ <http://internet.watch.impress.co.jp/cda/event/2004/09/21/4702.html>.
- ³⁸ レッシグ 『FREE CULTURE』、260 頁。
- ³⁹ 同前、262 頁。
- ⁴⁰ 同前、265-6 頁。
- ⁴¹ <http://kiri.jblog.org/archives/000707.html>.
- ⁴² Ibid.